

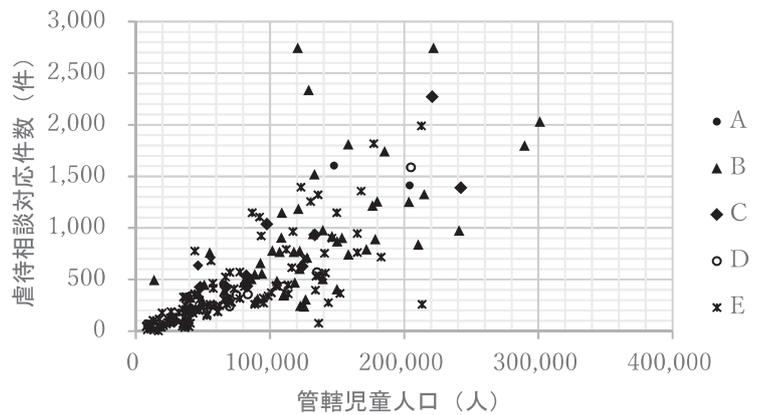
社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制 の強化等に向けたワーキンググループ（第1回）	資料6
平成30年9月12日	

平成29年度に実施した子ども・子育て支援推進調査研究事業について

- 1 児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究・・・1
- 2 児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の実態把握のための調査研究・・・3
- 3 児童相談所と市町村の共有アセスメントツール作成に関する調査研究・・・4
- 4 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究・・・5
- 5 児童虐待の地域及び国際比較のためのデータベース構築に関する調査研究・・・6
- 6 児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究・・・7
- 7 児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究・・・8
- 8 一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究・・・9
- 9 都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み・・・10

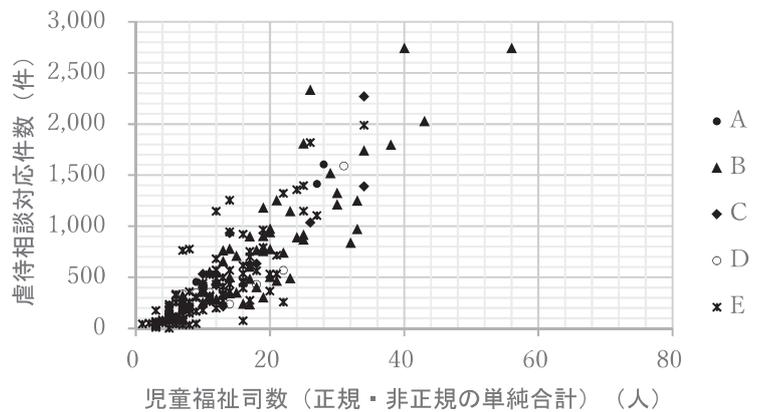
③ 児童相談所の組織タイプ別 管轄児童人口と虐待相談対応件数

A から E のタイプ別に、管轄児童人口と虐待相談対応件数の関係をみてみると、管轄児童人口がおおむね 7 万人、虐待相談対応件数がおおむね 400 件を超えると、A タイプや B タイプなど複雑な組織体制が採用される傾向にある。



④ 児童相談所の組織タイプ別 児童福祉司数と虐待相談対応件数

A から E のタイプ別に、児童福祉司数と虐待相談対応件数の関係をみてみると、児童福祉司の人数（正規・非正規の単純合計）がおおむね 15 人、虐待相談対応件数がおおむね 400 件を超えると、A や B など機能分化をして複雑な組織を採用している傾向がみられた。



⑤ 「初期対応」と「支援」の機能を分化する理由、しない理由

虐待相談の初期対応と支援の機能を分けて組織を設置している理由について尋ねたところ、「緊急的な措置が必要な相談に対して迅速な対応が可能である」や「初期対応・支援それぞれの業務を効率的に遂行できる」を挙げた児童相談所が多かった。一方、課題としては、アンケートでは「虐待事例を引き継ぐタイミングが難しい」を挙げた児童相談所が多く、ヒアリングでは、「初期対応と支援の担当が分かれることで各担当の精神的負担が大きい」ことや、定期異動を伴う公務員であるため「人材育成や確保が難しい」点が挙げられた。

「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置していない理由を複数回答で尋ねたところ、アンケートでは「虐待相談だけでなく、他の相談同様に一貫した支援が可能である」が多かった。課題としては、「事例対応が長期化した時に職員の精神的負担が大きい」や「事例対応が長期化した時に職員の業務量が増える」が多く挙げられた。

	利点	課題
機能分化する	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に対応できる 効率的（特に初期対応） 	<ul style="list-style-type: none"> 初期対応から支援までの事例引継ぎが困難 各担当の精神的負担が大きい 人材の確保や育成が困難
機能分化しない	<ul style="list-style-type: none"> 一貫した対応が可能 総合的な相談対応力がつく 	<ul style="list-style-type: none"> 1 件が長期化すると物理的、精神的な負担が大きくなる

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の
実態把握のための調査研究

株式会社野村総合研究所

わが国における児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、厚生労働省の公表データによれば、平成 28 年度には 12 万件を超えるに至った。中でも、ここ数年は児童の眼前で保護者が配偶者に暴力を振るう「面前 DV」を中心に、警察からの通告が大きな増加要因となっており、通告を受けた児童相談所の業務負荷も急速に高まっている状況にある。

このような状況から、本調査研究では児童虐待に関する相談のうち、警察からの通告がどの程度存在するのか、そしてそれらに対して通告を受けた機関はどのように対応をしているのかの実態を定量的・定性的に把握することを試みた。

児童虐待への対応実態を把握するために、本調査研究では児童虐待相談対応の主体である児童相談所及び市区町村に対して、郵送によるアンケート調査を行った。調査票には相談対応件数を機関単位で定量的に把握する基本調査とともに、警察から通告を受けて相談対応を行った個別の「面前 DV」相談を取り上げたケース調査を組み込むことにより、個別事例に関する質的調査の要素を取り入れた。

全国の市区町村及び児童相談所に対して郵送での調査を行い、市区町村から 1,175(有効回答率：67%)、児童相談所から 181(有効回答率：87%)の回答を得た。

調査設計や分析は、児童虐待相談対応の有識者との議論を踏まえて行い、報告書にとりまとめた。

特徴的な結果として、以下のようなことが得られた。

児童相談所においては警察からの面前 DV 通告の増加が主な要因で、児童虐待相談対応の件数も増加している。さらに専門職 1 人当たりの対応件数に着目すると児童相談所の職員は市区町村の職員のおよそ 2 倍の対応件数となっており、警察からの面前 DV 通告の増加が児童相談所の専門職の業務負担増に繋がっている可能性が示された。

しかしながら、面前 DV 相談の内容を見てみると、児童相談所に通告が入ってはいるものの、案件の重症度としては軽度なものがほとんどを占めているのが実態であることが明らかになった。

市区町村における面前 DV に着目すると、警察からの面前 DV 通告件数は児童相談所と比べて少ないが、警察以外からの通告では心理的虐待及び面前 DV は一定数存在している。さらに、このような心理的虐待への対応として、各市区町村が保有している他の事業と連携をしながら、虐待相談対応を実施している市区町村も見受けられる。この観点からは、児童だけでなく親子・家庭を総合的に支援できる事業を保有する市区町村の強みであるとも言える。

加えて、市区町村が対応する心理的虐待相談の中でも、重症度が高いケースや複数回目の通告であるケースなどでは、児童相談所送致などの援助が実施されており、市区町村では各ケースの実態に則した対応がなされていると言える。

このような児童相談所と市区町村のそれぞれの実態を踏まえて、警察から通告される面前 DV 通告に対しての適切な役割分担のあり方を検討していく必要があると考えられる。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究

<実施主体名>

学校法人中内学園

(代表研究者：流通科学大学 人間社会学部 教授 加藤曜子)

1. 目的

厚生労働省は、子ども虐待相談の初期における「リスクアセスメント」の指標となるツールの通知（平成29年度厚生労働省共通リスクアセスメントシート）の際、今後、リスク情報の把握と評価だけでなく、子どもや保護者のニーズ、意欲及び能力等も含めた総合的な評価を効果的に行っていくうえで必要となる共通のアセスメントツールを作成する必要があるとした。よって、本研究では、リスクアセスメントから支援に進むためのツールとして一連の支援プロセスに即したシートを開発することを目的とした。このシートは児童相談所から市区町村への送致、市区町村から児童相談所への送致時、及び要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等で共通利用することにより、関係機関間での連携・協働・役割分担を促進するものである。

2. 方法

すでに在宅支援のアセスメントツールを開発してきた流通科学大学加藤曜子を主任研究者とし8名からなる検討委員会を組織した。またアセスメントツール利用や研修を行ってきた5県のワーキンググループの協力を得ながら、①児童相談所及び市区町村を対象としたアセスメントの実態に関する悉皆調査（平成29年11～12月）②在宅支援アセスメント指標の利用市から聞き取り調査を実施し利用が継続する要因を調査（平成29年9～12月）③5県から新たな「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」の評価や試用による意見聴取（平成29年9月～平成30年3月）④新シートを用い模擬事例研修からアンケート調査（平成30年1月）を実施し、利用希望状況を把握した。

3. 結果と期待される今後

全国の児童相談所、市区町村対象に調査を実施し、支援のためのアセスメントシートが求められていることがわかった。ケース移管時に発生する死亡事例を回避するためには、送致時に共通アセスメントツールを用いた連携強化が必須要件となる。また、転居先へのケース移管時の温度差を防ぐため、情報を共有することは重要である。今回の調査において市区町村の転居時のアセスメントシート利用は1割と低く、早急に普及させる必要があることがわかった。それらの要望を満たすものとして「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を作成した。

虐待死亡事例に転出転入も多いことから、ケース移管時に、在宅支援共通アセスメント・プランニングシートを利用し情報の共有化を図ることが期待される。また支援促進のため、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や退所時の会議においても利用する。児童相談所と市町村相互の送致時等、関係機関の連携協働が期待される。なお、「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」については、解説書も提出したので、今後研修を通して利用促進できる。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究

<実施主体名>

日本大学（研究代表者 危機管理学部准教授鈴木秀洋）

（以下、調査研究報告書の概要を記載。）

平成28年、児童福祉法は、子どもの権利主体性を明記した抜本的な改正を行った。そして、子どもとその家庭及び妊産婦等を継続的に支援していくために、市区町村が「拠点」の整備を行うべきことを規定した（法10条の2）。

この改正に伴い設置された、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」での議論を基に、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」、「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）が策定され、自治体には、これまで以上に、専門的な相談対応・必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能が求められ、総合的な支援拠点の設置運営が求められることとなった。

今回鈴木秀洋研究室では、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業(平成29年度)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査」の研究受託を受けたことにより、(1)全国の自治体へのアンケート調査、(2)全国の拠点設置自治体（一部予定）へのヒアリングを行うことで、拠点設置の課題を抽出するとともに、今後の設置促進に向け、先行・先進自治体の紹介や具体的手法の提示を行うこととした。

加えて、(3)先行して支援拠点設置に取り組んできた自治体担当者らとのヒアリング、説明会、講演会の機会を通して、支援拠点の運営支援を行うことができる者の養成にも取り組んできた。この調査研究ではその成果報告を行うものである。

(1)アンケート及び(2)ヒアリング調査の結論としては、支援拠点設置が進まない(1741全市区町村悉皆調査のうち、設置済みとの回答(平成30年2月時点)をしてきた自治体数93のみ)原因として、主に6つの課題を抽出した。1支援拠点概念のわかりづらさ、1人員配置基準・専門職確保の困難さ、1財政負担(1/2)の多さ、1法的義務性の明文なし(努力義務)、1都道府県の役割の不明示、1先進事例のなさの6つである。

かかる課題に対して、それぞれ一例をあげれば、1概念を自治体子育て施策の中に要綱等で位置付けることの促進、1事務職・異動による確保や人員配置基準のグラデーション化提言、1法改正の趣旨理解と自治体内の優先順位付けアップ(都道府県の補助金の例も)の必要性、1努力義務の重要さの理解や要保護児童対策地域協議会の広がり等の先例紹介、1都道府県の役割は地方自治法や児童福祉法に明示されていることと、積極的にバックアップしている都道府県の事例紹介、1先進事例として小規模・中規模・大規模等の先行具体例を17抽出して詳細を記した。他の自治体の参考となろう。

(2)支援拠点の運営支援を行うことができる者の養成に関しては、調査研究の過程で、支援拠点作りの担当(又は支援担当)者らとの上記課題等について、議論や説明を重ねてきた。その結果、(ア)拠点についての正確な理解という知識面と(イ)その拠点を整備するに当たっての体制づくり(人的・財政的・法的)について、自治体の現場・制度を理解している者からのアドバイスを受けたいと声を多く聞いた。それとともに先行・先進自治体の具体を聞きたいと声を多く聞いた。今回の調査研究における対象自治体の先例の紹介について、今後、多くの自治体にフィードバックし、課題を抱える自治体に具体的アドバイスができる設置促進チーム編成と研修による拡大が必要となる等の提言を行った。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童虐待の地域及び国際比較のためのデータベース構築に関する調査研究

社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会

児童虐待の地域及び国際比較のためのデータベース構築に関する調査研究として、以下の課題に取り組んだ。

- ① 児童虐待に関するデータ収集・解析を行っている海外機関へのヒアリング調査
米国とカナダの以下の機関に対して連絡を取り、ヒアリング調査の許可を得て、情報収集を行った。対象は以下の各機関となっている。1) U.S. Department of Health & Human Services における National Child Abuse and Neglect Data System (NCANDS) (米国)、2) National Data Archive on Child Abuse and Neglect (NDACAN) (米国)、3) Child Welfare information Gateway (米国)、4) Public Health Agency of Canada (PHAC) (カナダ)、5) Ontario Child Abuse and Neglect Data System (OCANDS) (カナダ)
- ② 国内の多機関連携の好事例に関するヒアリング調査
以下の5地域における連携システムについてヒアリング調査を行った。1) 奈良県及び市の要保護児童対策地域協議会の活動、2) 千葉県と市町村との連携、3) 神奈川県相模原市における児童相談所・区の連携、4) 岡山市での取り組み、5) 三重県におけるリスクアセスメントシステム
- ③ 全国の児童相談所を対象としたアンケート調査
National Child Abuse and Neglect Data System (NCANDS) のデータ収集のためのコードブックである Agency File Codebook と Child File Codebook の項目を、国内で調査可能な形に修正をしてアンケートを作成し、郵送調査を行った。
対象としては、各都道府県の中央児童相談所 (47 施設)、政令市の児童相談所 (20 施設)、中核市の児童相談所 (2 施設) の計 69 施設とした (複数存在している場合は 1 箇所を選出)。回答項目としては、各項目に関して「現時点でのデータ収集状況」「項目の重要性」「データの共有可能範囲」について求めた。
- ④ 小児虐待のスクリーニング方法に関するシステマティックレビュー
電子データベース PubMed と医中誌に 2017 年 12 月までに登録された小児虐待のスクリーニング方法に関する英語及び日本語の論文の検索を行った。

その上で、今後の我が国における児童虐待のためのデータベース構築に向けての提言をおこなった。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究

<実施主体名>

学校法人日本社会事業大学

<調査研究報告書の概要>

本研究事業では、義務化された、①児童福祉司任用前講習会、②児童福祉司任用資格後研修、③要保護児童対策調整機関調整担当者研修、について、内容の充実と標準化を図るため、通知に示された科目・細目について、共通して修得する知識（ミニマム）を示す「標準テキスト案」を作成した。

方法として、本学が事務局となり全国から研究者、実践者34名を招聘して研究会を開催、以下の4つのステップによってテキスト（3冊）を作成した。第一ステップでは、標準テキスト案でとりあげるべき内容（ミニマム）を検討した。第二ステップでは、検討結果を踏まえて、研究会の内外から執筆者を決定し、原稿を作成した。第三ステップでは、作業チームに分かれて原稿を点検し、執筆者に校正を依頼することを繰り返した。第四ステップでは、全体の構成を検討した。研修ごとにテキストを編集するが、同一細目は同様の内容とし、「任用前」と「任用後」の修得内容の違いについては「科目のねらい」において示した。また必要に応じて内容の加筆を行った。

作成したテキストの内容を検証するために、児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究会委員だが、標準テキスト案を執筆していない現職及び元職の児童相談所所長、都道府県の研修担当者に対して以下を調査した。

<検証の対象とする標準テキスト案>

1. 児童福祉司任用前講習会テキスト（通知に規定されている20科目）
2. 児童福祉司任用資格後研修テキスト（通知に規定されている20科目）
3. 要保護児童対策調整機関調整担当者研修テキスト（通知に規定されている19科目）

<調査内容>

1. 通知等に定められた到達目標及びカリキュラムとの適合性
2. 今日的ニーズへの対応
3. 内容の正確性
4. 用語・説明の適切性

全ての調査内容について、概ね「ある」「ある程度ある」の結果を得た。研究会内における限られた検証ではあるが、標準テキスト案は、通知等に定められたカリキュラムと今日的ニーズに適合し、内容と用語・説明においても適切である。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究事業
事業報告書

<実施主体名>

PwC コンサルティング合同会社

<報告書概要>

本調査研究事業は下記2種類の事業から構成した。

①関係者ヒアリング（弁護士、児童相談所職員、研修機関、有識者）

既に児童相談所に配置されている弁護士、児童相談所職員、児童福祉分野の研修機関、その他児童福祉分野に明るい学識経験者から、児童相談所における弁護士の仕事内容や法的支援ニーズ、教育訓練に関する考え方などを尋ねた。

②カリキュラム策定

①のヒアリング内容を基に、児童相談所に配置される弁護士が果たすべき役割（一般到達目標・個別到達目標）、習得すべき項目（知識・技術・態度）、スケジュールの素案を策定した。

本調査は、児童相談所に配置される弁護士に求められる知識・技術・態度や果たすべき役割など、望ましい専門職としての姿とその育成方法を初めて整理した調査である。先行的に活動している弁護士の取組を、研修すなわち人材育成という観点から要素別に分解し可視化したことで、カリキュラムの実施や受講者への効果を測定しやすい環境を整えた。したがって、今後、カリキュラムを試験運用する際、本研究の成果である到達目標と比較するなどして、より効果的な内容や運営方法を構築することが期待される。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究

<実施主体名>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(以下、調査研究報告書の概要を記載。)

1. 事業実施目的

全国の一時保護の現状について明らかにした調査は少ない。本調査研究は、今後、一時保護の改革を検討するにあたり、現状を整理するとともに、一時保護の第三者評価で用いる評価基準等を作成することを目的とする。

2. 事業実施概要

(1) 調査検討委員会の設置

有識者からなる検討委員会を設置し、調査の進め方や内容、分析方法、及び第三者評価基準のあり方についての助言を得た。

(2) アンケート調査

一時保護における子どもの権利保障に関する実態と課題、今後の方向性、一時保護所の職員の人材育成の現状、第三者評価の取組み等について把握するため、児童相談所(一時保護所が設置されていない児童相談所も含む)及び一時保護所、一時保護を受託する施設(児童養護施設等)、子どもシェルターに対するアンケート調査を実施した。

(3) ヒアリング調査

一時保護された子どもの権利保障のための取組みを把握するため、児童相談所(一時保護所)や一時保護を受託する施設を対象として、先進的な取組み、特徴のある取組みなど、他の参考になる事例を収集した

また、一時保護された子どもの側に立った支援や調査に携わり、子どもの思いや考えをよく知る有識者に話をうかがうとともに、これらの有識者を通じて、一時保護を受けた経験のある当事者からも意見を伺った。

(4) 第三者評価項目(案)の策定

一時保護所の第三者評価基準(案)を策定した。

3. 結果

児童相談所等へのアンケート調査及ヒアリング調査を実施し、一時保護における子どもの権利保障に関する実態と課題の把握を行った。

また、先行事例を参考に第三者評価項目(案)を策定し、次年度以降のモデル的な試行にむけた実施方法の検討ならびに評価項目の精査のための論点整理を行った。

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

報告書タイトル：「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書

実施主体：公益社団法人子ども情報研究センター

第Ⅰ部 自治体が設置する子どもの権利擁護機関調査の結果と分析

- ・ 条例により実施機関からの独立性が一定程度担保されているものが多い。
- ・ 条例により、調査（自己発意含む）権限、勧告権限、制度改善の意見表明権限、公表権限の全部または一部が付与されている。
- ・ 合議制であるが、調査等においては委員の独任的対応により迅速に処理されている。
- ・ 委員に加えて平均3.2人の調査相談職員が配置されている。
- ・ 65.3%（17自治体）が子どもからの相談を受けている。
- ・ 全機関が子どもからのアクセス方法を用意しており、児童館や学校等で相談会を実施する自治体もある。
- ・ 都道府県児童福祉審議会、児童相談所等との連携は行われていない。

第Ⅱ部 都道府県児童福祉審議会調査の結果と考察

- ・ 関係団体による推薦・紹介により委員が選任されており、独立性が担保されていない。
- ・ 合議制で委員の招集に時間を要し、迅速な対応が困難である。
- ・ 調査相談職員が配置されておらず、事務局職員は他の行政業務兼任で余裕がない。
- ・ 子どもからの相談を受けているのは、4.7%（3自治体）である。
- ・ 子どもへの制度の広報（相談窓口を伝えることを含む）を行っていない自治体あり。

第Ⅲ部 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」に関する提案

- ・ 都道府県児童福祉審議会の下に、子どもの権利擁護を担う「子ども権利擁護機関」（「子ども権利擁護委員」乃至「子ども権利擁護委員会」）を設置する。
- ・ 子ども権利擁護機関はパリ原則に基づく個別救済、制度改善、モニタリング、広報・啓発・教育の4機能及びそれらを通しての子どもアドボカシー機能を有する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、上記機能を実施するために、調査権（自己発意を含む）、勧告・意見表明権、公表権を有する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、子ども自身・関係する個人及び団体から相談・申し立てを受けて、関係機関等（の措置）への調査、勧告等を実施する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、個別救済等を通して把握した制度の問題等に関して、制度改善のための調査、意見表明等を実施する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、子どもの独自性を考慮した「子どもの権利擁護の専門性」をもつ必要がある。
- ・ 子ども権利擁護機関は、子どもがアクセスしやすい仕組みをもつ必要がある。
- ・ 社会的養護の子どもは意見表明しにくい状況にあり、丁寧なモニタリング、広報・啓発・権利及びそれらを通してのアドボカシーの機能を実施する必要がある。
- ・ 子ども権利擁護機関が担うモニタリング、広報・啓発・教育の機能については、民間団体等に委託して実施することができる。これを子どもアドボカシーセンター事業とし、当該事業のみを行う児童家庭支援センターとして指定する。
- ・ 子どもアドボカシーセンターは、施設等への訪問アドボカシーによるモニタリング、児童相談所・施設職員等への意見表明支援、子ども権利擁護機関への申立支援を含む個別アドボカシーを行う。